

【市有形文化財】中里若宮八幡宮の本殿を新たに指定 **～井伊家の家紋が残る貴重な文化財～**

焼津市では、中里若宮八幡宮の本殿を市有形文化財（建造物）に新たに指定しました。

焼津市有形文化財への指定に当たり、神社関係者に指定書を交付する「交付式」を行います。

市有形文化財の指定は、2019 年以来、6 年ぶりとなります。

今回の指定により、市指定文化財の総数は 60 件となりました。



■ 【中里若宮八幡宮】評価された点

市指定文化財「若宮八幡宮の棟札」に、寛永 6 年(1629 年)の井伊直孝公による再建が明記されており、江戸時代から中里と彦根藩は関係を保ってきたことが分かっています。

幾度かの修理を経ているものの、1629 年当時の建築部材が残っており、当時の建築技術や様式を知る上で貴重な建築物です。

これらの要素から、本殿は市内社寺建築物の中でも特に高い歴史的価値を持つと判断し、指定に至りました。

■ 焼津市有形文化財（建造物）「指定書交付式」

市長から指定書を交付します。

日時 10 月 11 日(土) 午後 5 時 45 分～ ※雨天決行。

会場 中里若宮八幡宮（中里 1000）

参加者 神社関係者、市長 ほか

問合先

生きがい・交流部 文化振興課 資料館担当 池谷
 TEL054-629-6847 FAX054-629-6848

20250929 AM11:00